

商品形態「カラー筆ペン」不正競争行為差止等請求事件：大阪地裁平成 31(ワ)1564・令和 1 年 9 月 19 日（26 民部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

周知の商品等表示（形態）と類似の商品等表示（形態）との混同（不競法 2 条 1 項 1 号）、商品形態の特定出所の二次的意味、判断主体は需要者

【事案の概要】

1 本件は、反訴原告が、反訴被告が販売等する別紙反訴被告商品目録記載のカラー筆ペン（以下「反訴被告商品」という。）は反訴原告が製造販売する周知の商品等表示である別紙反訴原告商品目録記載のカラー筆ペン（以下「反訴原告商品」という。）と類似の商品等表示を使用するものであり、これを譲渡等する行為は不正競争防止法 2 条 1 項 1 号所定の不正競争に該当するとして、反訴被告に対し、同法 3 条 1 項に基づき反訴被告商品の販売等の差止めを求めるとともに、同条 2 項に基づき反訴被告商品の販売等に供するなどした別紙物件目録記載の各物件の廃棄を求める事案である。

2 前提事実（証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、本判決において書証を掲記する際には、枝番号の全てを含むときはその記載を省略することがある。）

(1) 反訴原告と反訴原告商品

反訴原告（株式会社あかしや）は、筆墨文房具の製造及び販売仲介業等を目的とする株式会社である。

反訴原告は、平成 14 年にカラー筆ペン「彩」の販売を開始し、遅くとも平成 18 年には、軸の色を濃紺色に変更した現行モデル（反訴原告商品）の販売を開始し、現在に至るまでその販売を継続している（乙 12、弁論の全趣旨）。

(2) 反訴被告と反訴被告商品

反訴被告（広島筆産業株式会社）は、書画筆及び工業用刷毛の製造及び販売等を目的とする株式会社である。

反訴被告は、平成 30 年 3 月頃から、カラー筆ペンである反訴被告商品を販売している（甲 3、16、17）。

(3) 反訴被告は、平成 30 年 12 月 19 日、反訴原告を被告として、反訴原告が反訴被告に対し反訴被告商品の製造販売を中止する債務の不存在確認を求める訴え（当庁平成 30 年（ワ）第 11371 号債務不存在確認請求事件。以下「本件本訴」という。）を提起した。これに対し、反訴原告は、平成 31 年 2 月 22 日、本件本訴に対する反訴（本件）を提起した。これを受け、反訴被告は、令和元年 5 月 20 日、本件本訴の訴えを取り下げ、反訴原告はこれに同意した。

3 争点

- (1) 反訴原告商品の形態等の商品等表示性の有無及び周知性の有無（争点1）
- (2) 反訴原告商品の形態等と反訴被告商品の形態等の類否及び混同のおそれの有無（争点2）

【判 断】

1 争点1（反訴原告商品の形態等の商品等表示性の有無及び周知性の有無）について

(1) 本件において、反訴原告は、反訴原告商品の形態のみでなく、その包装態様及びカラーバリエーションの存在をも併せた反訴原告商品の形態等が不正競争防止法2条1項1号の「商品等表示」に当たる旨主張する。

もつとも、後記のとおり、反訴原告商品は、単品として販売されるほか、複数の色を組み合わせたセットとしても販売されており、これに応じて、その包装態様も異なる。このため、反訴原告商品の形態、その包装態様、カラーバリエーションの存在のそれぞれについて認定判断するとともに、これらの組合せをもって「商品等表示」に当たるといえるかを検討することとする。

(2) 不正競争防止法2条1項1号の趣旨は、周知な商品等表示の有する出所表示機能を保護するため、周知な商品等表示に化体された他人の営業上の信用を自己のものと誤認混同させて顧客を獲得する行為を防止することにより、事業者間の公正な競争を確保することにある。

ここで、商品の形態は、商標等と異なり、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではない。もつとも、例外的に、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有するに至る場合もある。商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有し、「商品等表示」に該当するためには、上記趣旨に鑑みると、①商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有すること（特別顕著性）、かつ、②その形態が、特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は短期間であっても極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっていること（周知性）を要すると解される。

他方、「商品の…包装」は、明文上「商品等表示」に含まれるが、これが「商品等表示」と認められるには、通常の包装ではなく、その形状や模様その他からにより客観的に他の同種商品と異なる顕著な特徴を有するものであることを要する。

(3) 事実認定

争いのない事実のほか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 筆ペン等について

- (ア) 昭和59年頃、筆ペンをベースにした多色の水性グラフィックマーカーが登場し始めていたところ、同年、株式会社トンボ鉛筆（以下「トンボ鉛

筆」という。)から、デュアルブラッシュのシリーズ商品が開発・発売された(甲6の1, 4及び5)。

(イ) 日本筆記具工業会は、筆記具とその関連製品に関する内外規格の調査研究等を行う、筆記具製造業者等により組織された業界団体である(乙16, 弁論の全趣旨)。

そのウェブサイトでは、「マーキングペン」について、中綿式又は直液式のインキ貯蔵体から毛細管現象によって先端のペン先にインキを誘導しているペンの総称であり、一般的にはマーカー、サインペン、フェルトペンなどと呼ばれることがあるなどとの説明とともに、当該ページに「筆ペンのページ」へのリンクが貼られている。リンク先のページでは、筆ペンについて、「毛筆風の文字を書くペン」であり、「筆文字が書けるペン先とインキタンクをペン軸に一体化した製品」で、「手軽に筆文字を書くことが出来るペン」とするとともに、毛筆タイプは「本格的に筆文字が書ける」一方、ウレタン又は硬筆タイプは「毛筆が苦手な方でも、サインペン感覚で筆文字を書くことが出来」と紹介されている。また、直液式のうちスクイズ式については、カートリッジを押してインキを供給する構造になっていることも説明されている。さらに、使用上の注意の末尾には、「*その他に、マーキングペンの注意事項もご参照頂き、ご使用ください。」と記載されている(乙17)。

(ウ) マーキングペン J I S 規格においては、油性マーキングペンと水性マーキングペンに区分されているところ、水性マーキングペンのうち、筆ペンは、他のマーキングペンとは筆記性能等の品質項目が大きく異なっていたため、適用範囲から除かれている。そこで、日本筆記具工業会内に設置され、ぺんてる株式会社、株式会社呉竹、トンボ鉛筆、セーラー万年筆株式会社等の筆記具製造業者により構成された“筆ペン”業界基準作成委員会は、平成27年、筆ペンの品質項目を規定する業界基準(日本筆記具工業会基準)を制定した。同基準による規格では、筆ペンは「筆文字が書けるペン先とインキタンクをペン軸に一体化したマーキングペン」と規定されている。その上で、容器内の構造により中綿式と直液式に分類するとともに、ペン先による種類として、毛筆(獣毛・合成繊維を束ねてペン先としたもの)と軟筆・硬筆(ウレタン等のゴム弾性を有するペン先や、しなるようにしたプラスチックや繊維芯を使用したもの。軟筆と硬筆の区分は明確化されていないとして、同一区分としている。)に分類した(乙18)。なお、ライン用マーキングペン(ラインを引くことにより、紙面の文字や特定部分を目立たせるためのマーキングペン)、ほうろう白板用マーキングペン(主としてほうろう白板に用いるマーキングペン)については、筆ペンとは別個に規格が定められている(乙19, 20)。

(エ) 「Total Office Partner 2018」(乙21の2。以下「本件カタログ」という。)では、「筆記用品」の大項目の下に「マーキングペン」と「筆ペン／書道用品」の中項目が設けられ、「マーキングペン」の下に「サインペ

ン」, 「水性マーカー」といった小項目が置かれ, 「筆ペン/書道用品」の下に「筆ペン」等の小項目が置かれている。他方, エコールオフィス用品カタログ2019(乙21の1)では, 「筆記用品」の大項目の下に, 「水性マーカー/水性ペン」及び「筆ペン」の小項目が置かれている。

イ 反訴原告商品の形態等

(ア) 用途(乙4)

反訴原告は, 反訴原告商品のリーフレットにおいて, 「水彩画, スケッチにイラスト, 写経まで, 彩に描き方の決まりなんてありません。」などと紹介している。

(イ) 商品の形態

反訴原告商品の形態は, 別紙「反訴原告商品の写真目録」1~3の各写真のとおりであるところ(乙1, 2, 4), 具体的には, 以下のとおりである。

a 先口(争いのない事実, 乙2, 4)

円錐台形状をしており, 軸との境界部分に溝がある。また, インクと同じ色をしている。

b 穂先(争いのない事実)

毛筆タイプである。

c キャップ(争いのない事実)

色は透明であり, 側面に2か所波型の絞り部分が設けられたクリップが付いている。

d 軸(争いのない事実, 乙1, 14)

グリップはなく, カートリッジ交換式ではない。径9×長170mmであり, 濃紺色を基調としている。

(ウ) 包装態様(争いのない事実, 甲15の3及び4, 乙4, 11~13)

反訴原告商品の包装(ただし, 単品で販売されているもの。)は, 別紙「反訴原告商品の写真目録」4の写真のとおりであるところ, 商品名, インクの色, ロゴ等が印刷された台紙と共に透明なビニールの吊下げ袋に包装されて販売されている。他方, 反訴原告商品はセット販売(30色セット, 20色セット, 5色セット, スケッチセット等)もされているところ, これらはその本数等に対応したケースに収納されて販売されている。

(エ) カラーバリエーション(乙4, 22, 弁論の全趣旨)

インクの色は, 書籍「日本の伝統色」(乙22。以下「本件色事典」という。)に掲載されている色のうちの30色のいずれかであるが, 上記のとおり, 単品でばら売りされるものも, 全部又は一部の色を組み合わせでセット販売されるものもある。

ウ 別紙比較商品目録記載の各商品の形態等

(ア) リアルブラッシュ(同目録記載1の商品)

a 用途等(甲9の3, 乙5, 21の2)

製造販売元のウェブサイトにおいては, 「毛筆タイプのカラー筆ペン」,

「毛筆タイプのカラーペン」，「イラストやデザイン，漫画など広い用途に
使え」るなどと紹介されている。

本件カタログでは，「筆ペン」のカテゴリーの中で，「イラストやデザイ
ン，漫画など幅広い用途に使えます。」などと紹介されている。

b 形態

(a) 先口（甲9の3，乙2，5，21の2）

軸から穂先に向けて，順に，略円柱形状部と小さな段差が複数存在する略
円錐台形状部が一体的に形成されており，略円錐台形状部のやや穂先寄りの
部分に溝がある。色は，インクの色と同じ色をしている。

(b) 穂先（乙5，21，甲9の3）

毛筆タイプである。

(c) キャップ（乙11）

色は透明であり，クリップが付いている。

(d) 軸（乙5，11，21，甲9の3）

グリップはなく，カートリッジ交換式ではない。径13×長154mmであり，
白色を基調としている。

c 包装態様（甲3，乙11，甲3，弁論の全趣旨）

単品で販売されているものはシュリンクパックであり，セット販売されて
いるものはその本数に応じたサイズのケースに収納されて販売されている。

d カラーバリエーション（甲9の2及び3，乙5，21の2）

インクの色は，レッド，ブルー，イエローといった一般的な色のうちの8
9色+ブレンダーがある。上記のとおり，単品でばら売りされるものも，6
色～80色のように複数本を組み合わせでセット販売されてもいる。

(イ) 筆日和（同記載2の商品）

a 用途等（乙8）

製造販売元のウェブサイトでは，「お手軽・新感覚筆ペン」に分類され，
「芯先が筆ペンタイプなので，ベタ塗りにも，細かい塗りにも最適です。」
などと紹介されている。

b 形態

(a) 先口（乙3）

軸から穂先に向かって，順に，略円柱形状部，略円錐台形状部が一体的に
形成されている。

(b) 穂先（乙3）

軟筆タイプである。

(c) キャップ（乙3，8，弁論の全趣旨）

色は透明ではなく，クリップは付いていない。

(d) 軸（乙3，8）

グリップはなく，カートリッジ交換式ではない。径11×長140mmであり，
黒色を基調としている。

c カラーバリエーション (乙8, 22)

インクの色は、銀鼠その他本件色事典に掲載されている色など24色がある。単品でばら売りされている。

(ウ) アートブラッシュ (同記載3の商品)

a 用途等 (乙6, 21の2)

製造販売元のウェブサイトでは、「サインペン」等とは別の商品カテゴリーとして「筆ペン」のカテゴリーが設けられている。アートブラッシュは、「筆ペン/毛筆タイプ」のカテゴリーに入れられており、「描く楽しさ、アートな筆ペン」と紹介されている。

また、本件カタログでは、「筆ペン」のカテゴリーの中で、「文字を書くだけでなく、イラストや絵画を描くにも最適！」などと紹介されている。

b 形態

(a) 先口 (乙2, 6, 弁論の全趣旨)

軸から穂先に向けて、順に、略円柱形状部、同部より幅の狭い略円柱形状部、同部より幅の狭い略円錐台形状部が一体的に形成されている。穂先寄りの部分に溝がある。色は、インクの色を透過する透明部分を除き、インクの色に関わらず同じ色をしている。

(b) 穂先 (乙6)

毛筆タイプである。

(c) キャップ (乙11, 21)

色は透明ではなく、クリップは付いていない。

(d) 軸 (乙6, 11, 21)

グリップはないが、カートリッジ交換式である。径13×長175mmであり、黒色を基調としている。

c 包装態様 (乙11, 弁論の全趣旨)

台紙及び台紙上に置かれた商品を、その形状に合わせて成形されたプラスチックにより覆うようにパッケージされて販売されている。

d カラーバリエーション (乙6, 21, 弁論の全趣旨)

インクの色は、レッド、ブルー及びグリーンといった一般的な色合いのうちの18色がある。単品でばら売りされている。

(エ) 筆まかせ (同記載4の商品)

a 用途等 (乙7)

製造販売元のウェブサイトでは、「サインペン・マーカー」のカテゴリーの中に、「サインペン」とは別個に設けられた「筆ペン」のカテゴリーに分類されている。また、「通常の筆ペンとして使用することはもちろん、サインペン感覚で気軽に文字やイラストが描けるカラー筆ペンです。」、「カラーサインペンのように使える」、「ネーミングは、“筆に任せて思い通りの文字が書ける、筆文字が簡単に書ける”という思いを込め」たなどと紹介されている。

b 形態

(a) 先口 (乙2, 3, 7, 弁論の全趣旨)

略円錐台形状をしている。軸との境界部分ではない部分に溝がある。色は、インクの色にかかわらず同じ色をしている。

(b) 穂先 (乙3, 7)

硬筆タイプである。

(c) キャップ (乙3, 7)

色は透明ではないが、クリップが付いている。

(d) 軸 (乙3, 7)

グリップはなく、カートリッジ交換式ではない。長細く、白色を基調としている。

c 包装態様 (乙11, 弁論の全趣旨)

商品名等が印字されたビニール製袋に包装されて販売されている。

d カラーバリエーション (乙7)

インクの色は、レッド、オレンジ及びブルーといった一般的な色の8色がある。単品でばら売りされている。

(オ) 四季織マーカー (同記載5の商品)

a 用途等 (乙10, 23)

製造販売元のウェブサイトでは、「マーキングペン」の категорияに分類され、また、商品タイプとしては「水性マーカー」とした上、「様々な筆記シーンで、お気に入りの“色”をお楽しみいただけます。」などと紹介されている。

b 形態

(a) 先口 (乙3, 10, 23)

後記(b)のとおり、穂先はツインタイプであるところ、軟筆タイプ側の先口は、軸から穂先に向かって、順に、くびれのある略円柱形状部、略円錐台形状部、同部より幅の狭い略円錐台形状部が一体的に形成されている。色は、インクの色と同じ色をしている。

(b) 穂先 (乙3, 10, 23)

軟筆タイプと細字タイプのツインタイプである。

(c) キャップ (乙3, 10, 23)

色は透明ではなく、クリップは付いていない。

(d) 軸 (乙3, 10, 23)

グリップはなく、カートリッジ交換式ではない。径14×長153mmであり、白色を基調としている。

c カラーバリエーション (乙10, 23)

インクの色は、利休茶その他本件色事典に掲載されている色など20色がある。単品でばら売りされている。

(カ) デュアルブラッシュ (同記載6の商品)

a 用途等 (甲6の1, 4及び5, 乙9の1)

製造販売元のウェブサイトでは、「水性マーカー」、「水性サインペン」、「グラフィックマーカー」などとした上、「本格的なイラストやハンドレタリングまで思いのままの表現が可能です。」などと紹介されている。

b 形態

(a) 先口 (甲6の4及び5, 乙3, 9の1)

後記(b)のとおり、穂先はツインタイプである。

軟筆タイプ側の先口は、軸から穂先に向かって、順に、略円柱形状部、同部より幅の狭い略円錐台形状部が一体的に形成されている。色は、インクの色にかかわらず同じ色をしている。

(b) 穂先 (甲6の1, 4及び5, 乙3, 9の1)

軟筆タイプと細字タイプのツインタイプである。

(c) キャップ (乙3, 9の1)

色は透明ではなく、クリップは付いていない。

(d) 軸 (甲6の4及び5, 乙3, 9の1)

グリップはなく、カートリッジ交換式ではない。径14×長190mmであり、黒色を基調としている。

c カラーバリエーション (甲6の4, 乙9の1)

インクの色は、レッド、グリーンといった一般的な色108色がある。単品でばら売りされることもあるが、12色～36色といった複数本を組み合わせでセット販売されてもいる。

(キ) 筆之助 (同記載7の商品)

a 用途等 (乙9の2)

製造販売元のウェブサイトでは、「水性サインペン」、「筆文字サインペンのカラータイプ」とした上、「文字書き、イラスト、ハンドレタリングなどに最適です。」などと紹介されている。

b 形態

(a) 先口 (乙3, 9の2)

軸から穂先に向かって、順に、略円柱形状部、略円錐台形状部、同部より傾斜角が大きい略円錐台形状部が一体的に形成されている。色は、インクの色にかかわらず同じ色をしている。

(b) 穂先 (乙3, 9の2)

硬筆タイプである。

(c) キャップ (乙3, 9の2)

色は透明ではない。クリップが付いている。

(d) 軸 (乙3, 9の2)

グリップはなく、カートリッジ交換式ではない。長細く、黒色を基調としている。

c カラーバリエーション (乙9の2)

インクの色は、イエロー、グリーン及びブルーといった一般的な色の10色がある。単品でばら売りされていたり、10色セットで販売されていたりする。

(ク) プログラフ (同記載8の商品, 甲6の3)

a 用途等

製造販売元のウェブサイトでは、「水性サインペン」、「多目的グラフィックペン」と説明されている。

b 形態

(a) 先口

色は、インクの色と同じ色をしている。

(b) キャップ

色は透明ではないが、クリップが付いている。

(c) 軸

グリップはなく、カートリッジ交換式ではない。長細く、黒色を基調としている。

c カラーバリエーション

インクの色は、少なくとも7色がある。

(ケ) 蛍光マーカー (同記載9の商品, 甲7)

a 形態

(a) 先口

軸から穂先に向かって、順に、略円柱形状部、略円錐台形状部が一体的に形成されている。略円柱形状部については、インクの色にかかわらず同じ色をしており、略円錐台形状部については、インクの色と同じ色をしている。

(b) キャップ

透明であり、クリップが付いている。

(c) 軸

グリップはなく、カートリッジ交換式ではない。長細く、灰色をしている。

b カラーバリエーションの存在

インクの色は、少なくとも5色がある。

(コ) カリグラフィーマーカー (同記載10の商品, 甲8の1)

a 形態

(a) 先口

後記(b)のとおり、穂先はツインタイプであるところ、いずれの側も、軸から穂先に向かって、順に、略円柱形状部、同部より幅の狭い略円柱形状部が一体的に形成されている。細めの筆芯側はインクと同じ色をしており、太めの筆芯側はインクの色にかかわらず同じ色をしている。

- (b) 穂先
ツインタイプである。
 - (c) キャップ
透明であり、クリップが付いている。
 - (d) 軸
グリップはなく、カートリッジ交換式ではない。長細く、黒色を基調としている。
- b カラーバリエーション
インクの色は、少なくとも6色がある。
- (サ) ファブリカラー不透明タイプ（同記載11の商品，甲9の1）
- a 用途等
製造販売元のウェブサイトでは、「筆ペン」とは別個に設けた「ペン」の
カテゴリーに分類されている。
 - b 形態
 - (a) 先口
軸から穂先に向かって、順に、略円柱形状部，同部より幅の狭い略円柱形
状部，略円錐台形状部，略円柱形状部が一体的に形成されている。インクの色と同じ色をしている。
 - (b) 軸
グリップはなく，カートリッジ交換式ではない。径16×長141mmであり，
黒色を基調とはしていない。
 - c カラーバリエーション
インクの色は，14色がある。
- (シ) 水彩ブラッシュペン（同記載12の商品，乙10）
- a 用途等
「Amazon.co.jp」において、「筆ペン カラー」の検索ワードでヒットす
るページでは、「一見普通のカラーペンですが，実は筆先が高品質ナイロン
で作られて，毛筆のようなタッチの水彩ペンです。」，「絵描きにだけでな
く，レタリング，書道練習，手作りのプレゼントカードなどにも活用できま
す。」などと紹介されている。
 - b 形態
 - (a) 先口
略円錐台形状をしている。色は，インクの色と同じ色をしている。
 - (b) キャップ
透明である。
 - (c) 軸
グリップはなく，カートリッジ交換式ではない。長細く，黒色を基調とし
ている。

c カラーバリエーション

上記ページでは、48色セットで販売されている。

(ス) ふんわり筆カラー (同記載13の商品, 甲11, 乙3)

a 形態

(a) 先口

軸から穂先に向かって、順に、略円柱形状部、同部より幅の狭い略円柱形状部、略円錐台形状部が一体的に形成されている。インクの色にかかわらず同じ色をしている。

(b) 穂先

硬筆タイプである。

(c) キャップ

色は透明ではないが、クリップが付いている。

(d) 軸

グリップはなく、カートリッジ交換式ではない。長細く、白色を基調としている。

b カラーバリエーション

インクの色は、少なくとも3色がある。

(セ) ホワイトボードマーカー (同記載14の商品, 甲8の2)

a 形態

(a) 先口

軸から穂先に向かって、順に、略円柱形状部、略円錐台形状部、略円柱形状部、同部より幅の狭い略円柱形状部が一体的に形成されている。最も穂先側の略円柱形状部はインクと同じ色であるが、その余の部分は、インクと同じ色ではない。

(b) キャップ

色は透明ではないが、クリップが付いている。

(c) 軸

グリップはなく、カートリッジ交換式ではない。長細く、白色を基調としている。

b カラーバリエーション

インクの色は、少なくとも5色がある。

(ソ) フリクションカラース (同記載15の商品, 甲12の1)

a 形態

(a) 先口

軸から穂先に向かって、順に、略円柱形状部、略円錐台形状部、略円柱形状部、略円錐台形状部が一体的に形成されている。最も穂先側の略円錐台形状部はインクの色にかかわらず同じ色であり、その余の部分はインクと同じ色である。

(b) キャップ

着色されているものの透明であり、クリップが付いている。

(c) 軸

グリップはなく、カートリッジ交換式ではない。長細く、灰色を基調としている。

b カラーバリエーション

インクの色は、少なくとも2色がある。

(タ) クリーンカラーFB (同記載16の商品, 甲9の4, 弁論の全趣旨)

a 用途等

製造販売元のウェブサイトにおいて、「筆ペン」と別個に設けた「ペン」のカテゴリーに分類されており、また、「色塗りしやすい軟筆タイプのカラー筆ペン」などと紹介されている。

b 形態

(a) 先口

軸から穂先に向かって、略円柱形状部、同部より幅の狭い略円柱形状部が一体的に形成されている。色は、インクの色にかかわらず同じ色をしている。

(b) 穂先

軟筆タイプである。

(c) キャップ

色は透明であり、クリップが付いている。

(d) 軸

グリップはなく、カートリッジ交換式ではない。径11×長134mmであり、黒色を基調とはしていない。

b カラーバリエーション

インクの色は、47色+ブレンダーがある。

(チ) 洗たくでキレイカラーペン (同記載17の商品, 甲14)

a 用途等

販売元のウェブサイトでは、「筆ペン」とは別の「水性ペン」のカテゴリーを設けた上、その中の「カラーペン」に分類されている。

b 形態

(a) キャップ

色は透明ではなく、クリップは付いていない

(b) 軸

グリップはなく、カートリッジ交換式ではない。長細く、白色を基調としている。

c カラーバリエーション

インクの色は、少なくとも12色がある。6色、12色といった複数本でセット販売されている。

(ツ) スポットライターVW (同記載18の商品, 甲12の2, 弁論の全趣旨)

a 用途等

製造販売元のウェブサイトでは, 「直液2層式色蛍光ペン」などと紹介されている。

b 形態

(a) 先口

穂先はツインタイプであるところ, いずれの側も, 略円柱形状をしている。色は, インクの色と同じ色をしている。

(b) キャップ

色は透明であり, クリップが付いている。

(c) 軸

グリップはなく, カートリッジ交換式ではない。長細く, インクと同じ色を基調としている。

c カラーバリエーション

インクの色は, 少なくとも5色があり, 1本につき異なる2色が組み合わせられている。

(テ) ビートルティップ・デュアルカラー (同記載19の商品, 甲13の1及び2)

a 形態 (軸)

グリップはなく, カートリッジ交換式ではない。径15×長131mmであり, インクと同じ色をしている部分と白色の部分がある。

b カラーバリエーション

インクの色は, 少なくとも, 12色があり, 1本につき2色が組み合わせられている。単品でのばら売りのほか, 3本セットで販売される。

(ト) ペチットスリー (同記載20の商品, 甲12の3)

a 用途等

製造販売元のウェブサイトでは, ペチットシリーズの3種のペン先のうち, ペチットスリーは筆ペンタイプであることとともに, 「筆ペンを使い慣れていない方でも使いやすい, 硬めの書き味。筆ペンならではの抑揚のある個性的な文字を書くことができます。またカラフルなインキ色を入れて, カラー筆ペンとして楽しむこともできます。」などと紹介されている。

b 形態

(a) 先口

軸から穂先に向かって, 順に, 略円柱形状部, 略円錐台形状部が一体的に形成されている。色は, インクの色にかかわらず同じ色をしている。

(b) キャップ

色は, クリップ部分を除き透明であり, インクと同色のクリップが付いている。

(c) 軸

カートリッジ交換式である。グリップはなく、長細く、透明である。

b カラーバリエーション

インクの色は、8色がある。

(4) 検討

ア 比較対象とする商品

(ア) 前記(2)のとおり、商品の形態が「商品等表示」に該当するためには、商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有すること（特別顕著性）を要すると解されるところ、その判断は、不正競争防止法2条1項1号の趣旨から、当該商品の需要者が基準となる。ここで、比較対象となる「他の同種商品」には、商品等表示に当たるか否かが問題となる商品と厳密に同一の種類の商品であることまでは必要でなく、当該商品の需要者にとって同種と認識される範囲の商品であれば足りるというべきである。

(イ) 前記(3)ア(イ)及び(ウ)のとおり、筆記具製造業者等により組織された業界団体である日本筆記具工業会は、一般的な説明としても、また、同会作成に係る基準においても、筆ペンをマーキングペンの一種に位置付けた上で、その規格を定めている。そこでは、筆ペンは、マーキングペンの中でも筆文字が書けるものと規定されているものの、前記(3)ウのとおり、反訴原告自身が筆ペンと位置付けている別紙比較商品目録記載1～7の各商品のうち、同記載5～7の各商品（四季織マーカー、デュアルブラッシュ、筆之助）については、各製造販売元がマーカーやサインペンと位置付けている。他方、反訴被告がマーカーやサインペンであると位置付けている同記載1, 6, 8～20の各商品のうち、同記載1の商品（リアルブラッシュ）については、製造販売元が「筆ペン」と位置付けている。さらに、同記載20の商品（ペチットスリー）については、製造販売元が「筆ペンタイプ」とするとともに、「カラー筆ペンとして楽しむこともできます。」と紹介している。また、同記載16の商品（クリーンカラーFB）については、製造販売元が、「筆ペン」とは別個のカテゴリーに分類された「ペン」に位置付けつつ、「カラー筆ペン」として紹介している。これらの製造販売元がいずれも上記基準の作成に関与したこと（乙18）をも考慮すると、これらの事情は、筆記具製造業者等において、筆ペンとマーカーやサインペンとは厳密には峻別されずに宣伝販売されているのが実情であることをうかがわせる。

他方、証拠（甲18の3, 乙12）によれば、筆ペンとマーカーやサインペンを近接した場所に陳列して販売している店舗が存在することが認められる。

さらに、前記(3)イのとおり、反訴原告商品は、水彩画等の絵を描くこととともに、「写経」に用いられることが想定されている以上、字を書くことにも用いられると認められる。他方、前記(3)ウのとおり、反訴原告がカラー筆ペンと位置付ける別紙比較商品目録記載1～7の各商品のうち、同記載3, 4及び7の各商品（アートブラッシュ、筆まかせ、筆之助）も、絵を描

くこととともに、字を書くことにも用いられることが想定されている。そして、マーカーやサインペンが字を書いたり絵を描いたりするために用いられることは公知の事実であり、前記(3)ウのとおり、反訴被告がマーカーやサインペンと位置付ける同記載12の商品(水彩ブラッシュペン)も、このような用途で用いられる。そうすると、字を書いたり、絵を描いたりするために用いられるという点で、筆ペンとマーカーやサインペンとは、その用途において共通する。

これらの事情に鑑みると、筆ペンとマーカーやサインペンとは、異なる種類の商品として明確に区別されて製造販売されているものではなく、最終需要者である消費者も、必ずしもこれらを明確に区別してはならず、同種商品として認識しているものと見られる。

したがって、カラー筆ペンである反訴原告商品の形態等の特別顕著性の有無を判断するに際しては、厳密な意味での筆ペンだけでなく、マーカーやサインペンも含めて比較するのが相当である。

(ウ) これに対し、反訴原告は、用途等の違いを指摘して、反訴原告商品の形態等の特別顕著性の有無を判断するに際しては、マーカーやサインペンを比較対象に含めるべきではないと主張する。

しかし、反訴原告商品とマーカーやサインペンとの用途に共通点が見られることは上記のとおりであり、また、その他反訴原告が主張する事情を考慮しても、この点に関する反訴原告の主張は採用できない。

イ 反訴原告商品の形態について

(ア) 先口

a 反訴原告は、反訴原告商品の先口について、①軸から穂先に至るまで段差が小さく、滑らかになっていて、円錐形のような形状をしている点、②軸との境界部分に溝がある点、③インクと同じ色をしている点が、他の同種製品とは異なる顕著な特徴であると主張する。

b まず、①についてみると、前記(3)ウのとおり、別紙比較対象商品目録記載4及び12の各商品(筆まかせ、水彩ブラッシュペン)の先口は、略円錐台形状であり、反訴原告商品同様、軸から穂先に至るまで段差が小さく、滑らかになっていて、円錐形のような形状をしている。また、同記載6の商品(デュアルブラッシュ)の軟筆タイプ側の先口も、軸から先口の境界部分に多少の段差はあるものの、大部分が略円錐台形状である。その余の同記載の各商品も、概略としては、軸端から穂先に向かって幅が狭まっており、全体として略円錐台形状をしていると評し得る形状をしている。

したがって、上記①は、反訴原告商品以外の商品にも存在するありふれたものであり、それ自体としては、客観的に他の同種商品と異なる顕著な特徴であるとは認められない。

c 次に、②についてみると、前記(3)ウのとおり、別紙比較商品目録記載1、3及び4の各商品(リアルブラッシュ、アートブラッシュ、筆まかせ)

については、先口に溝があると認められるものの、その余の各商品については、証拠上、先口に溝があるとは認められない。もっとも、証拠（甲3）及び弁論の全趣旨によれば、マーキングペンに存在する溝は、インクの漏れや飛散を防ぐために必要な構造とされている。そうすると、上記3商品以外の各商品の中にも同様の溝があり、中には先口に溝がある商品が存在するとも推認される。そうである以上、溝があること自体は、反訴原告商品以外の商品にも存在するありふれたものというべきである。また、溝は、その大きさから、需要者の目に付きにくいこと（例えば、反訴原告商品の先口の長さは僅か9.1mmであり、溝がその先口に占める物理的割合は極めて小さい。乙1、2）に鑑みると、溝の位置の差異をもって反訴原告商品の形態における顕著な特徴とは考え難い。

したがって、上記②も、それ自体としては、客観的に他の同種商品と異なる顕著な特徴であるとは認められない。

- d ③については、前記(3)ウのとおり、別紙比較商品目録記載の各商品の中には、先口全体の色がインクの色と同じであるものが多数存在する（同記載1、5、6、8～12、15、18の各商品）。

したがって、③も、反訴原告商品以外の商品にも存在するありふれたものであり、それ自体としては、客観的に他の同種商品と異なる特徴とは認められない。

- e 以上より、先口に係る反訴原告の主張は採用できない。

(イ) 穂先

反訴原告は、反訴原告商品の穂先が毛筆タイプである点をもって、他の同種製品とは異なる顕著な特徴であると主張する。

しかし、前記(3)ウのとおり、別紙比較商品目録記載1及び3の各商品（リアルブラッシュ、アートブラッシュ）は、穂先が毛筆タイプの商品である。そもそも、前記(3)アのとおり、筆ペンの種類をペン先により分類した場合には毛筆タイプが一つのタイプとして存在する。本件カタログの「筆ペン」のカテゴリーの箇所にも、毛筆タイプの筆ペンが多数紹介されている（乙21の2）。

したがって、穂先につき反訴原告が反訴原告商品の特徴とする点は、反訴原告商品以外の商品にも見られるありふれたものであり、それ自体としては、客観的に他の同種商品と異なる特徴とは認められない。

なお、反訴原告は、反訴原告商品の穂先を毛筆タイプとしたことは筆の製造販売業者としての創意工夫であり、特別顕著性を基礎付けると主張する。しかし、特別顕著性の有無は客観的に判断すべきものであって、反訴原告の主観的意図により左右されるものではない。

したがって、この点に関する反訴原告の主張は採用できない。

(ウ) キャップ

反訴原告は、キャップについて、色が透明であり、クリップが付いている

点が、他の同種製品とは異なる顕著な特徴であると主張する。

しかし、前記(3)ウのとおり、別紙比較商品目録記載の各商品の中には、キャップが透明であり、クリップが付いているものが多数存在する（同記載1, 9, 10, 15, 16, 19, 20の各商品）。

したがって、キャップにつき反訴原告が反訴原告商品の特徴とする点は、反訴原告商品以外の商品にも見られるありふれたものであり、それ自体としては、客観的に他の同種商品と異なる特徴とは認められない。

反訴原告は、先口や穂先がキャップを付けた状態でも見えるようにするためにキャップを透明にするとともに、持運びの利便性を考えてキャップにクリップを付けたことは、筆の製造販売業者としての創意工夫であり、特別顕著性を基礎付けると主張する。しかし、上記のとおり特別顕著性の有無は客観的に判断すべきものであり、反訴原告の主観的意図により左右されるものではない。

したがって、この点に関する反訴原告の主張は採用できない。

(エ) 軸

a 反訴原告は、反訴原告商品の軸について、①グリップはなく、カートリッジ交換式でない点、②長細い点、③濃紺色である点が、他の同種製品と異なる顕著な特徴であると主張する。

b まず、①についてみると、前記(3)ウのとおり、別紙比較商品目録記載の各商品の中には、グリップはなく、カートリッジ交換式でないものが多数存在する（同記載1, 3～19の各商品）。また、前記(3)アのとおり、筆ペンの種類を構造により分類する場合、カートリッジ交換式か否かが一つのメルクマークになっているところ、本件カタログの「筆ペン」のカテゴリーの箇所には、グリップはなく、カートリッジ交換式でない筆ペンが多数紹介されている（乙21の2）。

したがって、①は、反訴原告商品以外の商品にも見られるありふれたものであり、それ自体としては、客観的に他の同種商品と異なる特徴とは認められない。

c 次に、②について、前記(3)イ及びウのとおり、反訴原告商品のサイズ（径9×長170mm）は、別紙比較商品目録記載の各商品のうち、径及び長さの数値が判明しているもの（同記載1～3, 5, 6, 11, 16, 19の各商品）と比較すると、径は短く、長さは長いものの、その差異の程度は、外形上顕著といえるほどには大きくない。その余の同記載の各商品も、どちらかといえば長細いものである。さらに、本件カタログの「筆ペン」のカテゴリーの箇所には、反訴原告商品と径は同じで長さが長い商品（ぺんてる製の「ふでペン」径9×長172mm）が紹介されている（乙21の2）。

これらのことに鑑みると、②も、それ自体として客観的に他の同種商品と異なる特徴であるとは認められない。

d さらに、③について、前記(3)ウのとおり、別紙比較商品目録記載の各商

品には、軸が黒色ないしこれに近い色のものが多数存在する（同記載2，3，6～8，10，12の各商品）。本件カタログの「筆ペン」の Kategorii の箇所にも、そうした色の軸のものが多数紹介されている（乙21）。

したがって、③も、反訴原告商品以外の商品にも見られるありふれたものであり、客観的に他の同種商品と異なる特徴とは認められない。

- e 反訴原告は、反訴原告商品の軸の特徴は、先口及び穂先の特徴と相まって、筆に近い印象を受けるものになっており、このことは特別顕著性を基礎付けると主張する。

しかし、上記のとおり、反訴原告商品の先口、穂先及び軸につき反訴原告が特徴と主張するところは、いずれも反訴原告商品以外の商品にも見られるありふれたものであるところ、反訴原告商品がこれらの特徴を併せ持つことにより客観的に他の同種商品と異なる顕著な特徴を生じたというべき事情は認められない。

したがって、この点に関する反訴原告の主張は採用できない。

- (オ) 以上より、反訴原告商品の形態は、他の同種商品にもみられるありふれたものであり、それ自体としては「商品等表示」ということはできない。

ウ 包装態様について

反訴原告は、反訴原告商品の包装態様について、商品名、インクの色、ロゴ等が印刷された台紙と共に透明なビニールに包装されて販売されている点が、他の同種商品と異なる特徴であると主張する。

しかし、不正競争防止法2条1項1号は商品そのものと商品の包装とを区別しており、商品の形態につき商品等表示に該当するか否かの判断に当たり商品の包装をも含めることは、そもそも適当でない。この点を措くとしても、前記(3)イのとおり、反訴原告商品は単品でのみ販売されるものではなく、セット販売もされているところ、単品で販売される場合の包装のみを考慮に入れることに合理性はない。

さらに、これらの点をいずれも措くとしても、証拠（甲13の1，18，乙11，25）によれば、ビニール製の吊下げ袋を用いることは、筆ペン等の包装態様としてありふれたものであり、台紙付きとすること、その台紙に商品名やロゴ、商品の説明等を印刷することも、いずれもありふれたことであるし、実際の反訴原告商品の包装も、客観的に見て、他の同種商品と異なる特徴といえるほどのものはない。

また、前記のとおり、特別顕著性の有無は客観的に判断すべきものであり、反訴原告の主観的意図により左右されるものではない。

したがって、包装態様も、それ自体としては、客観的に他の同種商品と異なる特徴とは認められない。この点に関する反訴原告の主張は採用できない。

エ カラーバリエーションの存在について

反訴原告は、反訴原告商品のインクの色に「日本の伝統色」という落ち着いた色合いを採用し、これを多色展開しているというカラーバリエーションが、

他の同種商品と異なる特徴であると主張する。

しかし、「商品等表示」におけるカラーバリエーションの位置付けはさておき、前記(3)ウのとおり、別紙比較商品目録記載の各商品の中にも、インクの色に本件色事典に掲載されている色を採用しているものが複数存在する(同記載2及び5の各商品)。そうすると、インクの色に「日本の伝統色」(本件色事典掲載の色)を採用していることは、反訴原告商品以外の商品にも見られるものであり、他の商品と異なる特徴とはいえない。

また、前記(3)イのとおり、反訴原告商品は、必ずしも複数本がセットで販売されているわけではなく、単品でばら売りされることもあることを考えると、多色展開している点をもって反訴原告商品単品の特徴と捉えることは、必ずしも適当でない。

この点を措くとしても、前記(3)ウのとおり、別紙比較商品目録記載の各商品はいずれも多色展開しており、このうち、同記載1、6、12及び16の各商品は、反訴原告商品(30色)より色数が多い。そうすると、多色展開していることも、反訴原告商品以外の商品にも見られるありふれたものといえる。

以上によれば、カラーバリエーションも、それ自体は、反訴原告商品以外の商品にも見られるありふれたものであり、客観的に他の同種商品と異なる顕著な特徴であるとは認められない。この点に関する反訴原告の主張は採用できない。

オ 組合せについて

(ア) 反訴原告は、反訴原告商品自体の形態、包装態様及びカラーバリエーションの存在を全て備えた商品は存在しないとして、これらの組合せが、他の同種商品と異なる特徴であると主張する。

(イ) 反訴原告主張に係る反訴原告商品の特徴を全て備えた商品は、証拠上認められない。しかし、前記イ～エのとおり、その特徴なるものは、いずれも、客観的に他の同種商品と異なる顕著な特徴であるとは認められず、これらを組み合わせることによって、反訴原告商品につき客観的に他の同種商品と異なる顕著な特徴が生じていると見るべき事情も見当たらない。

したがって、この点に関する反訴原告の主張は採用できない。

カ まとめ

以上より、反訴原告商品の形態等は、特別顕著性を有するとは認められないから、その余の点を検討するまでもなく、これをもって「商品等表示」(不正競争防止法2条1項1号)ということとはできない。

2 結論

よって、反訴原告の請求は、その余の点を判断するまでもなくいずれも理由がないから、棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件は、最初、本訴を提起した原告が、被告によって提起された反訴によって本訴を取り下げて被告となった事件であるが、対象となる商品は「カラー筆ペ

ン」であり、反訴原告が製造販売する周知の商品形態と類似する商品形態を使用することは、不競法2条1項1号所定の不正競争行為に該当するとして、反訴被告に対し、同法3条1項に基づいて反訴被告商品の販売等の差止めを求めるとともに同法3条2項に基づき別紙物件目録記載の各物件の廃棄を求めた事案である。

2. 反訴被告が反訴原告を被告にして最初に求めた訴えは、反訴被告商品の製造販売を中止する債務の不存在確認を求める訴え（本訴）であった。これに対し、被告が反訴を提起したので、反訴被告は本訴を取下げ、反訴原告はこれに同意したのである。

3. この事件は、争点1では、反訴原告商品の形態等の商品等表示性の有無と周知性の有無とが問題となったが、反訴原告商品は、単品として販売されるほか、複数の色を組み合わせたセットとしても販売され、これに応じて、その包装態様も異なるため、裁判所は、反訴原告商品の形態、その包装態様、カラーバリエーションの存在のそれぞれについて認定判断するとともに、これらの組み合わせも「商品等表示」に当たるといえるかについて検討したのである。

4. 裁判所は総論として、まず法2条1項1号の趣旨は、周知な商品等表示の有する出所表示機能を保護するために、周知の商品等表示に化体された他人の営業上の信用を、自己のものと誤認混同させて顧客を獲得する行為を防止することにより、事業者間の公正な競争を確保することにある、と説示したのである。

その次に裁判所は、「商品の形態」は、商標と異なり、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではないが、例外的に、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有するに至る場合もあると説示し、そのような「商品等表示」に該当するためには、①商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有すること（特別顕著性）、②その形態が、特定事業者によって長期間独占的に使用され、又は短期間にあっても極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により、需要者が、その形態を有する商品が、特定の事業者の出所を表示するものとして周知していること（周知性）を要すると解される、と説示した。

加えて、裁判所は、「商品の…包装」は、明文上は「商品等表示」に含まれるが、これが「商品等表示」と認められるためには、通常の包装ではなく、その形状や模様、その他からにより、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有するものであることを要する、と説示しているのである。

5. そこで、以下、各論の事実認定において、「筆ペン等について」の各商品形態等が対比検討されたのである。そして、商品形態が「商品等表示」に該当するためには、それ自体が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を要すると

解されるから、その判断は不競法2条1項1号の趣旨から、当該商品の需要者が人的基準となると認定された。

すると、筆ペンとマーカーやサインペンとは異なる種類の商品として明確に区別されて製造販売されるものではなく、最終需要者である消費者も、同種商品と認識しているから、カラー筆ペンである反訴原告商品の形態等の特別顕著性の有無を判断する際には、筆ペンだけでなく、マーカーやサインペンも含めて比較するのが相当である、と認定したのである。

これに対して反訴原告は、カラー筆ペンとマーカーやサインペンは比較対象に含めるべきではないと主張したが、裁判所は採用しなかった。市場の現実を見れば、裁判所の判断は妥当であろう。

6. 次に裁判所は、反訴原告商品の形態について、①先口、②穂先、③キャップ、④軸に分けて主張する点は、いずれも反訴原告商品以外の商品にもみられるありふれたものであるから、反訴原告商品がこれらの特徴を併せ持つことにより、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を生じたというべきで事情は認められないと認定し、反訴原告の主張は採用されなかったのである。

7. また、「包装態様」について判決は、法2条1項1号の規定は、商品自体とその包装とを区別しており、商品形態が商品等表示に該当するか否かの判断に当たり、商品の包装を含めることは適當ではないが、その点を措くとしても、反訴原告商品は単品でのみ販売されるものではなく、セット販売もされているから、単品で販売される場合の包装のみを考慮に入れることに合理性はない、と認定したのである。

さらに、判決は、ビニール製の吊下げ袋を用いることは、筆ペン等の包装態様としてありふれたものであり、台紙付きとすることや台紙に商品名やロゴや商品の説明等を印刷することも、いずれもありふれたことであり、実際の反訴原告商品の包装も、客観的に見て、他の同種商品と異なる特徴といえるものではないから、包装態様もそれ自体、客観的に他の同種商品と異なる特徴とは認められず、反訴原告の主張は、全部不採用となったのである。

8. また、反訴原告は、自己商品のインクの色は、「日本の伝統色」という色合いを用い、これを多色展開しているカラーバリエーションが、他の同種商品と異なる特徴であると主張したが、別紙比較商品目録記載の各商品の中にはインクの色に本件色事典中の色を採用しているものが複数存在し、インクの色に「日本の伝統色」を採用していることは、反訴原告商品にも見られるから、他の商品と異なる特徴とはいえないと認定したのである。

また、反訴原告商品は、必ずしも複数本がセットとしては販売されず、単品のばら売りもあることを考えれば、多色展開の点をもって、反訴商品単品の特徴とすることは適當ではないと認定したが、この辺の判断は

困難な問題である。

結局、裁判所としては、カラーバリエーションは他社商品にも見られるから、それ自体をもって客観的に他の同種商品と異なる顕著な特徴であるとは認められないとしたが、この判断は妥当であろう。

9. 最後に、反訴原告は、それ自体の形態、包装態様及びカラーバリエーションの存在の全部を備えた商品は存在しないとしても、これらの「組み合わせ」が他の同種商品と異なる特徴であると主張したが、裁判所は前記のとおり、その特徴なるものは、客観的に他の同種商品と異なる顕著な特徴であるとは認められないし、またこれらを組み合わせることによって反訴原告商品が、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴が生じていると見るべき事情も見い出せないと認定したのである。

[牛木 理一]

(別紙)

〔反訴被告商品目録〕

商品の種類：筆ペン

商 品 名：筆姫

なお、別紙反訴被告商品写真のもの（同写真はカラーが赤のものを例示）

〔反訴被告商品写真〕



〔 物 件 目 録 〕

- 1 反訴被告の所持する反訴被告商品の在庫
- 2 反訴被告商品の設計図
- 3 反訴被告商品の金型及びその設計図
- 4 反訴被告商品の穂先，キャップ，先口，軸，尾栓，中継芯，中綿，スペーサー，並びにインクの各部品及び包装副資材（台紙，個装袋）
- 5 反訴被告商品の図面を含む完成までの生産（製造）工程表
- 6 反訴被告商品のパッケージの仕様書
- 7 反訴被告商品の穂先のインクの配合表
- 8 反訴被告商品の軸へ印字する機械及びその設計図
- 9 反訴被告商品の原材料，上記4記載の各部品，半製品（仕掛品），インク，包装副資材及び完成品の仕入れリスト
- 10 反訴被告商品に関する仕入先ごとの仕入帳簿
- 11 卸売先リスト
- 12 上記2，3，及び5～11の各書面に準ずる電磁的記録

〔反訴原告商品目録〕

商品の種類：筆ペン

商 品 名：彩

なお，別紙反訴原告商品写真のもの（同写真はカラーが紅のものを例示）

(別紙)

〔反訴原告商品写真〕



〔比較商品目録〕

- 1 製造販売 株式会社呉竹
商品名 Z I G クリーンカラーリアルブラッシュ (略称：リアルブラッシュ。以下、括弧内は略称を示す。)
- 2 製造販売 株式会社呉竹
商品名 筆日和
- 3 製造販売 ペんてる株式会社
商品名 アートブラッシュ
- 4 製造販売 株式会社パイロットコーポレーション
商品名 筆まかせ
- 5 製造販売 セーラー万年筆株式会社
商品名 四季織マーカー
- 6 製造販売 株式会社トンボ鉛筆
商品名 デュアルブラッシュペン (デュアルブラッシュ)
- 7 製造販売 株式会社トンボ鉛筆
商品名 筆之助
- 8 製造販売 株式会社トンボ鉛筆
商品名 プログラフ
- 9 製造 プラチナ万年筆株式会社
商品名 蛍光マーカー
- 10 販売 株式会社大創産業
商品名 カリグラフィーマーカー
- 11 製造販売 株式会社呉竹
商品名 Z I G ファブリカラー 不透明タイプ (ファブリカラー不透明タイプ)
- 12 販売 O h u h u
商品名 水彩ブラッシュペン
- 13 製造販売 ゼブラ株式会社
商品名 ふんわり筆カラー
- 14 販売 株式会社大創産業
商品名 ホワイトボードマーカー
- 15 株式会社パイロットコーポレーション
商品名 フリクションカラーズ

- 16 製造販売 株式会社呉竹
商品名 Z I G クリーンカラー FB (クリーンカラーFB)
- 17 販売 ペンてる株式会社
商品名 洗たくでキレイカラーペン
- 18 製造販売 株式会社パイロットコーポレーション
商品名 スポットライターVW
- 19 製造販売 コクヨ株式会社
商品名 ビートルティップ・デュアルカラー
- 20 製造販売 株式会社パイロットコーポレーション
商品名 ペチットスリー

〔反訴原告商品の写真目録〕

- 1 全体写真 2 先口 3 キャップ 4 包装態様

